



YOKKAICHI
DOME

四日市ドーム利用の手引き



1. 施設案内・概要

1) 施設案内

住 所 三重県四日市市大字羽津甲 5 1 6 9 番地

開館時間 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

休 館 日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその後直近の平日）
年末年始（1 2 / 2 9 ~ 1 / 3）

2) 貸館施設概要

	大きさ	概要
アリーナ	9, 707 m ² (124.45m×78.0m)	全面砂入り人工芝 観客席 4,704 席 天井高 最後部/35.5m 最低部 16.5m 床荷重 5.00 t / m ²
大会議室	99 m ² (15.5m×6.4m)	机×20、椅子×60 音響設備、プロジェクター設備 など
小会議室	47 m ² (7.3m×6.4m)	机×10、椅子×30 ホワイトボード など
練習室	182 m ² (19.8m×9.2m)	音響設備
準備室	182 m ² (19.8m×9.2m)	机×33、椅子×100 ホワイトボード など
控室 1	55 m ² (8.1m×6.8m)	机×8、椅子×24
控室 2	53 m ² (7.8m×6.8m)	机×8、椅子×24 洗面台

3) 付属施設概要

	大きさ	概要
シャワー室	15 m ² / 1 室	温水コインタイマー式 100 円 / 5 分
ロッカー室	41 m ² / 1 室	ロッカー 1 室あたり 28 人分（有料 100 円）
多目的更衣室	13 m ² / 1 室	全 2 室 シャワー・更衣スペース完備
トイレ		全 8 か所多目的トイレ 6 か所

4) アリーナ照明設備

- ・アリーナ照明は4種類の明るさがあります。
1/4点灯(300Lux)、1/2点灯(500Lux)、3/4点灯(750Lux)、全点灯(1,000Lux)
- ・半面(北面または南面)だけ点灯することも可能です。

5) 空調設備

- ・アリーナの換気は四周のカーテンウォールのうち、南北には大型ジャロジー窓、東西面には滑り出し窓があります。
- ・アリーナの冷暖房設備は観客席部分をコンコース上部ダクトと観客席床面からの吹き出しによる空調です。なお、諸室も空調設備を備えています。

6) 大型映像設備

- ・大画面フルカラー映像装置が2階南コンコースに設置されています。各種スポーツ競技やイベントを臨場感のある映像で楽しめ、文字等による伝達で会場の雰囲気を作り上げることが可能です。
- ・簡易操作卓により、アリーナからカメラコントロールや映像の送出が可能です。(主催者にて操作)
- ・PC画面や携帯画面のミラーリング、データ等による動画の放映、ハンディカメラにてその場で撮影された動画の放映などが可能です。
- ・音響設備と同時使用可能であり、音ありで動画を流すこともできます。

7) その他主な設備

【電動吊りものバトン】

高さ5mの防球ネットでアリーナを4分割して使用することができます。

【イベント用電源盤】

移動式分電盤 動力(三相)70kVA/電灯(单相)30kVA

【簡易ステージ】

- ・天板 (約120cm×240cm)×40枚分
- ・足部 (高さ調節可能) 約120cm~190cm

【フォークリフト】

フォークリフト運転技能講習を修了した方のみに貸出しできます。

※ご使用前に事務所にて修了証をコピーさせていただきます。

2. 施設の予約・申請方法

1) 予約受付期間

使用区分（使用する用途、大会規模、期間等）によって予約受付期間が異なります。

	使用区分	申請期間
(1)	日本スポーツ協会又は中央競技団体等が主催、主管、共催する全日2日（準備及び撤去を除く）以上の大会のために、当該施設を全面使用するとき。	使用する日の属する月の 24ヵ月前の月の初日から使用日まで
(2)	音楽、芸能、スポーツ等のプロ興行に関し、アリーナ全面を使用する場合	
(3)	1日単位を超えてアリーナ全面を使用するとき	使用する日の前年度の 10月1日から11月30日まで
(4)	市、県又は国レベル並びにそれらと同程度の大会等のために、1日単位以上でアリーナ全面を使用するとき	
(5)	上記(1)又は(2)の使用区分に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき	・4月～6月に使用する場合 →2月1日～使用日まで ・7月～9月に使用する場合 →4月1日～使用日まで ・10月から12月に使用する場合 →7月1日～使用日まで ・1月～3月に使用する場合 →10月1日～使用日まで それぞれ先着順に受付開始
(6)	上記(1)(2)以外の使用区分で、1日単位、午前、午後又は夜間だけで、アリーナ全面又は半面を使用するとき	
(7)	アリーナの一般公開日に個人使用するとき	当日
(8)	大会議室、小会議室、練習室、準備室、控室1又は控室2を使用するとき	アリーナの受付に準ずる

備考

- ・(1)～(4)は、既定の申請書に希望日等をご記入いただき提出いただいたのち、当方での調整後、結果を通知します。
- ・「1日単位」とは、午前と午後、午後と夜間、全日のいずれかで使用する場合をいいます。
- ・2日以上継続して使用しようとするときは、最初の日を「使用日」といいます。また、準備及び撤去に要する使用も「使用日」に含みます。
- ・毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその後直近の平日）と年末年始（12/29～1/3）は休館日となります。**休館日は原則予約受付いたしかねます**のでご注意ください。

2) 予約申し込み方法

■ 申込場所

四日市ドーム受付窓口

※電話、メール、ファックス、郵送での使用申請はできません。

■ 受付時間

9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 まで

※休館日は受付できません。

■ 空き状況の確認方法

「四日市市公共施設案内・予約システム」またはお電話（059-330-3131）で確認できます。

四日市市公共施設案内・予約システム

<https://www.task-aspp.net/cu/ykr242021/app/ykr00000/ykr00001.aspx>

3) 施設使用時間区分

区分	使用時間
全日	9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
午前	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0
午後	1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
夜間	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0

※時間の前後延長も可能です。ご希望の場合は予約申請の際にお申し付けください。

4) 使用料について

- 施設使用料は**使用の許可と同時に納付**してください。使用料が納付できない場合は原則予約を受け付けることができません。

※ただし、官公署の利用など特別な理由があると認めた場合は、別に使用料の納付期限を定めることができます。

- 当日発生した施設の延長使用料、備品の使用料は、**使用終了後 1 週間以内**に納付することができます。

- 納入された使用料は原則として返還致しません。（災害や悪天候など自己の攻めによらない理由で施設が使用できなくなった場合はこの限りではありません）

- 領収書は、予約いただいた利用者登録情報名以外での発行は致しかねます。また、再発行も致しかねます。

4) 事前打ち合わせについて

大会、催事等を開催される場合は、円滑な進行、事故防止のため、**使用日の1か月前まで**に四日市ドーム職員と使用計画の打ち合わせを行ってください。

大会・催事等を開催するにあたってご提出いただく書類

下記に該当する大会・催事等を開催される主催者様は、利用いただく当日までに下記の書類をご提出ください。なお、当方が必要と認めた場合、下記以外にも書類の提出を求める場合があります。

- 販売行為（物品）を行う場合
 - ・ 販売（配布）行為の使用許可申請書、誓約書
- 販売行為（飲食物）の販売を行う場合
 - ・ 販売（配布）行為の使用許可申請書、誓約書
 - ・ 営業許可書の写し
 - ・ 喫煙、裸火の使用、危険物品持ち込み届出書の写し（火気を使用する場合のみ）
- 飲酒を伴う大会・催事を開催する場合
 - ・ 飲酒特別許可申請書兼許可書
- ドローンを使用する場合
 - ・ 飛行物体飛行誓約書
 - ・ 第三者賠償責任保険加入確認書
 - ・ 飛行エリアが確認できる書面
 - ・ 飛行物体の規格や高度が確認できる書面
 - ・ 安全対策計画
- 公園敷地を使用する場合
 - ・ 公園内行為許可書の写し
- 動物を入場させる場合（身体障がい者補助犬を除く）
 - ・ 動物入場に関する誓約書

3. 施設使用にあたっての注意事項・お願い

1) 使用の心得

利用者は、次の事項をお守りください。

- 許可がある場合を除き、飲酒又は酒気をおびて入場しないこと。
- 所定の場所や許可を得ている場合以外において飲食、喫煙、又は火気を使用しないこと。
- 他人に危害を及ぼし、他人の迷惑になる物品を携帯して入場しないこと。
- 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 場内を不潔にしないこと。
- 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- 許可を受けないで広告類を掲出し、又は配布しないこと。
- 許可を受けないで指定場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は引き入れないこと。
- 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- 壁、柱等に張り紙をし、又はくぎの類を打つなど施設等をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- 許可を受けた特定設備又は備品器具以外のものを使用しないこと。
- 施設の管理上支障を来すような行為をしないこと。
- その他四日市ドーム係員の指示に従うこと。

(専用使用の心得)

- 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- 施設内外の秩序を保つため、必要な整理の人員を配置すること。
- 入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせ、施設の管理上必要な場合はその入場を拒み、又は退場させること。

2) 施設使用の留意事項

■ 不可抗力による急な使用許可内容の変更について

- ・国政選挙など予測できない行事により、許可済みのものであっても施設利用不可となる場合や許可内容の変更をお願いする場合がございます。あらかじめご了承の上、予約してください。
- ・本施設は、防潮堤より海側に設置されているため、高潮警報、波浪警報、津波注意報、津波警報、大津波警報、暴風警報のいずれかが発令された場合は、施設を使用することはできません。また、施設使用中に発令された場合は直ちに使用を中止し、霞ヶ浦緑地から退去・避難していただきます。

■ 施設の開館時間について

- ・朝の施設の開錠・入場時間は、利用開始の **10 分前** とします。
- ・午後区分、夜間区分からご利用の方も、利用開始の **10 分前** から入場可能とします。
- ・観客席はアリーナと同様の扱いとなります。アリーナの使用時間に基づき入場可能です。

■ 準備・撤去・後始末

- ・準備、後始末はすべて **使用時間内** に行ってください。
- ・競技用具の設置等の準備並びに後始末は、職員の指示に従い使用者で行ってください。

■ 施設使用料の「準備・撤去利用」について

- ・施設使用料が既定の2割減となる「準備・撤去利用」料金は、日単位で適応されます。準備・撤去のためだけに施設を使用する日がある場合にのみ適応され、区分や時間単位で「準備・撤去利用」料金は適応されません。

(例)

【○】2日間予約し、初日を準備、2日目を本番で使用する場合

→初日は「準備・撤去利用」料金が適応されます。

【×】1日全日予約し、午前区分に準備、午後区分で本番、夜間区分で撤去を行う場合

→全日通常料金となり、「準備・撤去利用」料金は適応されません。

■ 清掃、ゴミ処理

- ・使用終了後、観客席を含め使用した施設の清掃とゴミの回収をしてください。なお、ゴミは、使用者で責任をもって搬出してください。
- ・観客席の最前列前下の金網部分は通風口であるため、お茶・ジュース・ゴミ等を捨てないでください。

■ 有料施設以外の使用

- ・正面玄関ホール、西玄関ロビー、多目的プラザ等の使用を希望する場合は、事前打ち合わせの際にお申し付けください。

■ 会場・周辺整理

- ・使用する事業の規模に応じて、交通整理、駐車場整理、会場整理のための係員を配置してください。
- ・霞ヶ浦緑地公園内には約 1,500 台の駐車スペースがありますが、他の施設との共用となっております。公共交通機関を利用してお越しいただくよう周知してください。
- ・周辺商業施設や周辺道路への無断駐車、路上駐車は絶対に行わないよう係員の配置や周知を徹底して行ってください。

■ 施設・設備の保護、養生

- ・使用に当たっては、施設・設備を破損しないように十分な手立てを講じるとともに次の事項にご留意ください。また、特別の設備を設置する場合は、事前に承認を受けてください。
 - 1)金属スパイクは使用できません。
 - 2)釘、杭等の打ち込みや、ガムテープ等の貼付はできません。
 - 3)車両の乗り入れ、喫煙、火気の使用、重量物や危険物の持ち込みは原則として禁止します。特別の事情があるときは、職員の承認を受けてください。

種別	養生方法
車両	・車両の搬入搬出 → 最徐行 ・1トン車まで → 旋回する場所にシート養生 ・2トン車まで → シート養生 ・3トン車まで → シート養生+コンパネ養生 ・4トン車以上 → 職員と打ち合わせをお願いします ※キッチンカーや車両の展示など、長時間停車する場合 →シート+コンパネ養生
飲食	・販売、飲食ゾーン → シート養生（観客席は養生不要） ・キッチンカー → 受け渡し口付近はシート養生
喫煙	館内および公園内は、原則全面禁煙です。です。また、個人単位での喫煙ブースの使用はお断りさせていただいております。（利用責任者様を通して借りることができます） 喫煙ブースを使用する場合は四日市ドーム係員と打ち合わせをお願いします。
火気関連	不燃物の台に置き、下はコンパネ+防災シート養生
金属破片	シート養生
機械・家具類	シート+コンパネ養生

※利用による汚れや破損はすべて主催者の責任で復旧していただきます。

■ 備品使用料の算定について

備品使用料は、**当日どの使用区分（使用時間）で何個使用したか**で料金を算定します。
お申し込みや打ち合わせの際など事前に申し出いただいた数ではありませんのでご注意ください。

■ 当日の延長について

施設利用の当日、利用者都合により使用時間を **10 分以上**超過した場合、施設使用料及びアリーナ照明は 30 分単位、アリーナ空調の備品使用料は 1 時間単位で施設使用料の延長料金が発生します。

また、その他備品についても超過時間によっては延長料金が発生しますので、ご注意ください。

■ 運動会備品等 1 式 1 回単位の備品使用料について

運動会備品をはじめとする 1 式 1 回単位で料金が設定されている備品については、一式の内の一部備品のみしか使用しない場合でも、別料金の設定や割引等はありませんのでご注意ください。

（例：運動会備品のすべて使用しても、玉入れ 1 個だけ使用しても料金は変わりません）

【お問い合わせ】

〒510-0012 三重県四日市市大字羽津甲 5169 番地

四日市ドーム

TEL : 059-330-3131 FAX : 059-330-3133